

現 行

改 正

別表

品名	表示事項	表示方法
1 かまぼこ類（魚肉に食塩を加えたもの若しくはこれに砂糖、でん粉、卵白、保存料等を加えたものを練りつぶしたもの又はこれらにチーズ等種ものを加えたものを蒸煮し、焙焼し、湯煮し、又は油で揚げたものをいう。）	原材料名	原材料名のうち魚肉の表示に際しては、魚肉の次に括弧を付けて、重量の割合の多いものから順に魚種名を表示すること。ただし、魚肉を4種類以上用いたものにあつては、主たる魚種名を3種類以上表示し、その他の魚肉は、「その他」と表示することができる。
2 納豆（蒸煮した大豆又はひきわり大豆を納豆菌により発酵・熟成させたものをいう。）		原材料名は、「丸大豆」、「ひきわり大豆」等と表示すること。
3 豆腐類 (1) 充てん豆腐（豆乳に凝固剤を添加して容器又は包装に充てんした後、加熱凝固したものをいう。） (2) 充てん豆腐以外の豆腐（もめん豆腐、きぬごし豆腐、ソフト豆腐、焼豆腐等をいう。） (3) 豆腐加工品（豆腐を二次的に加工したもので、生揚げ、油揚げ、がんもどき等をいう。）		原材料名のうち食品添加物で凝固させるために使用したものにあつては「凝固剤」と、消泡させるために使用したものにあつては「消泡剤」と明記するとともに、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号イに規定する名称を表示すること。
4 こんにやく（こんにやく芋から作つた精粉又は生若しくは蒸煮したこんにやく芋をすりおろしたものに、水又は温湯、水酸化カルシウム等を加え、加熱して凝固させたものをいう。）		原材料名のうち食品添加物にあつては、用途名を明記するとともに、食品衛生法施行規則第21条第1項第1号イに規定する名称を表示すること。

別表

品目	表示事項	表示方法
豆腐類（豆腐（豆乳に凝固剤を添加して凝固させた加工食品をいう。以下同じ。）及び豆腐を二次的に加工した食品をいう。）	原材料名	1 原材料のうち、凝固させるために使用した添加物にあつては「凝固剤」と、消泡させるために使用した添加物にあつては「消泡剤」と表示するとともに、添加物の名称を表示する。 2 1の添加物の名称は、その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第1に掲げる添加物（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第8に掲げるものを除く。）にあつては、食品衛生法施行規則別表第1に掲げる名称を、既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）に掲げる添加物にあつては、その名称を表示する。

○加工食品の品質表示基準

昭和58年11月4日京都府告示第705号
 改正 平成3年3月29日京都府告示第233号
 改正 平成9年1月31日京都府告示第41号
 改正 平成9年4月25日京都府告示第843号
 改正 平成13年3月21日京都府告示第154号
 改正 平成22年8月3日京都府告示第381号
 改正 平成29年3月31日京都府告示第174号

1 対象品目

品質を表示すべき品目は、別表の品目欄に掲げる加工食品で、事前に容器に入れられ、又は包装されたものとする。

2 対象事業者の範囲

品質表示を行うべき者は、別表の品目欄に掲げる加工食品を消費者に供給する事業者とする。

3 表示事項

表示すべき事項は、別表の品目欄に掲げる加工食品の区分に応じ、同表の表示事項欄に掲げるとおりとする。

4 表示方法

表示方法は、別表の表示方法欄に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 食品の容器又は包装の見やすい箇所に表示事項を印刷し、若しくは押印し、又は表示事項を記載したラベルをはり付けるなどの方法により表示すること。
- (2) 表示に用いる文字の大きさは日本工業規格Z8305に規定する8ポイントの活字以上とし、その色は地色と対照的なものとする。

別表

品目	表示事項	表示方法
豆腐類（豆腐（豆乳に凝固剤を添加して凝固させた加工食品をいう。以下同じ。）及び豆腐を二次的に加工した食品をいう。）	原材料名	<ol style="list-style-type: none"> 1 原材料のうち、凝固させるために使用した添加物にあつては「凝固剤」と、消泡させるために使用した添加物にあつては「消泡剤」と表示するとともに、添加物の名称を表示する。 2 1の添加物の名称は、その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第1に掲げる添加物（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第8に掲げるものを除く。）にあつては、食品衛生法施行規則別表第1に掲げる名称を、既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）に掲げる添加物にあつては、その名称を表示する。